

お客様 各位

新湊信用金庫

## 休眠預金等のお取扱いについて

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成 30 年（2018 年）1 月から施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき、お客様からお預かりしている長期間異動がない預金（以下、「休眠預金等」といいます。）につきましても、平成 31 年（2019 年）以降毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法にもとづき、預金保険機構に納付された預金等につきましても、お客様の申し出により払戻しをさせていただくこととしております。

## &lt;休眠預金等の定義&gt;

## 1. 「休眠預金等」とは

休眠預金等活用法第 2 条第 6 項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から 10 年を経過した預金等をいいます。

## 2. 「最終異動日等」とは

休眠預金等活用法第 2 条第 5 項に規定する①～④のうち最も遅い日です。

- ① 当該預金等に係る異動が最後であった日
- ② 当該預金等に係る預入期間や計算期間の末日など
- ③ 金融機関が当該預金等に係る預金者等に対し、当該預金等に係る金融機関・店舗・預金等の種別・口座番号・債権額等の事項を通知した日（最終異動日等から 9 年を経過した元本の額が 1 万円以上の預金について通知をし、当該通知が当該預金者等に到達した場合等に限ります。）
- ④ 当該預金等について預金等に該当することとなった日

## 3. 「異動」とは

当金庫における異動とは、以下の事由を言います。

## (1) 法定の異動事由

引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込による払出し、口座振替等による預金等に係る預金額の異動等、休眠預金等活用法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する事由。

- (2) 休眠預金等活用法第 2 条第 4 項第 2 号にもとづき、当金庫が行政庁から認可を受けた以下の事由  
預金種類ごとの認可事由は次のとおりです。

預金等の種類	認可を受けた事由
普通預金 (無利息型普通預金を含む)	下記①、②、③に掲げる事由 ※①は証書を除き、かつ、記帳については、窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く ※②は(a)、(d)に掲げる事由のみ
貯蓄預金	下記①、②に掲げる事由 ※①は証書を除き、かつ、記帳については、窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く ※②は(a)に掲げる事由のみ

預金等の種類	認可を受けた事由
納税準備預金	下記①に掲げる事由 ※①は証書を除き、かつ、記帳については、窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く
通知預金	下記①、②に掲げる事由 ※①は繰越を除く ※②は(b)に掲げる事由のみ
期日指定定期預金	下記①、②に掲げる事由 ※①は繰越を除く ※②は(c)に掲げる事由のみ
自由金利型定期預金 (M型) (スーパー定期)	同上
変動金利定期預金	同上
自由金利型定期預金 (大口定期預金)	下記①に掲げる事由 ※①は通帳および記帳、加えて繰越を除く
自動継続期日指定定期預金	下記①、②、③に掲げる事由 ※①は繰越を除く ※②は(c)、(d)に掲げる事由のみ
自動継続自由金利型定期預金 (M型) (スーパー定期)	同上
自動継続変動金利定期預金	同上
自動継続自由金利型定期預金 (大口定期預金)	下記①に掲げる事由 ※①は通帳および繰越を除く
積立定期預金	下記①に掲げる事由 ※①は証書および繰越を除く
定期積金	下記①に掲げる事由 ※①は繰越を除く

【認可を受けた理由】

- ① 預金者等の申出による預金通帳又は証書の発行（再発行含む）、記帳（記帳する取引がない場合は除く）若しくは繰越。
- ② 預金者等の申出による次に掲げる契約内容の変更。
  - (a) キャッシュカードの再発行
  - (b) 解約予定日の設定・変更
  - (c) 方式変更（通帳式から証書式または通帳式、証書式から通帳式への変更）
  - (d) 総合口座への組入・組入解除（平成31年3月1日以降のものに限ります）
- ③ 総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、上記（1）及び①～②に掲げる事由の全部又は一部が生じたこと。

以上